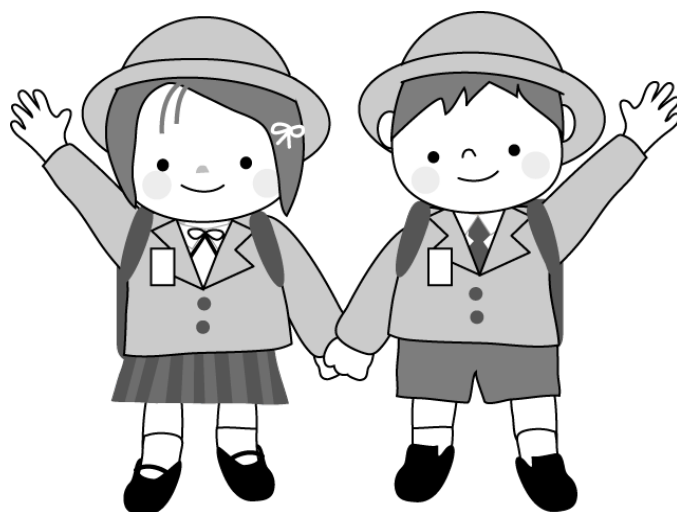


〈 保護者の皆様へ 〉

就学援助制度のご案内



詳しくは、下記にお問い合わせください。

横瀬町教育委員会 教育総務グループ

TEL 0494-25-0118

就学援助制度についてのお知らせ

横瀬町教育委員会

横瀬町では、小・中学生を養育している保護者の方で、学用品費や給食費の支払いでお困りのご家庭に対して、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

援助を申し込みされる方は、「就学援助費受給申請書兼世帯票」(以下「申請書」)を作成のうえ、必要書類を添えてお申し込みください。

1. 援助を受けることができる方

就学援助を受けることができる方は、横瀬町に住所を有し町内の小・中学校に通うお子さんのいる世帯で、経済的要件に基づき、教育委員会で審査し認定した方となります。

2. 申請方法

申請書は、町立小・中学校に用意してありますので、必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、児童・生徒の通学する学校へ提出してください。

就学援助の認定は、年度ごとに行います。前年度に認定を受けた方も新たに申請してください。

3. 申請後の結果・通知

申請していただいた内容をもとに、審査のうえ、教育委員会から保護者あてに結果を通知します。

4. 援助の内容の主なもの

学用品費、通学用品費、校外活動費(交通費・見学料のみ)、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費(実費分)、医療費(※1)

※1 医療費の対象となるのは、伝染病又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病(下記のとおり)で、学校から治療の指示を受けたものに限りです。

◎医療券の交付される疾病

トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、齲歯、寄生虫病等

5. 援助費の支払い等について

・就学援助費(学校給食費、医療費は除く)は、保護者の指定した預金口座に直接振り込みます。ただし、学校諸費の未納がある場合は、保護者から学校長に委任をいただき、就学援助費を学校長に支払い、未納額へ充当させていただきます。

・学校給食費は、給食費会計に直接振り込みます。

・医療費は、受診された医療機関へ直接振り込みます。

・支払時期については、年3回(7月・12月・3月の学期末)です。

6. 申請時に必要な書類

(1) 就学援助費受給申請書兼世帯票

(2) 同居人等調査(別紙)

(3) 下記の申請理由①～⑨のうちで、該当する書類を必ず添付してください。

主な申請理由		添付書類
①	生活保護の停止または廃止	生活保護廃止通知(証明書)の写し
②	町民税の非課税または減免されている世帯	〈世帯全員の証明書が必要〉 前年分 住民税・県民税申告書(又は控)の写し 現年度 町県民税非課税証明書(6月以降発行)
③	個人事業税の減免世帯	〈世帯全員の証明書が必要〉 事業税更正通知書の写し
④	固定資産税の減免世帯	固定資産税減免通知書の写し
⑤	国民年金掛金の減免世帯	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
⑥	国民健康保険の保険料が減免または徴収猶予されている世帯	国民健康保険税減免通知書の写し
⑦	児童扶養手当の支給のある世帯	児童扶養手当証書の写し
⑧	世帯更正貸付補助金による貸付を受けている世帯	〈世帯全員の証明書が必要〉 生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑨	上記には該当しないが、経済的な理由により児童生徒が就学困難となる、特別な事情がある世帯	○低所得者の場合 前年中の所得がわかるもの(ア・イ・ウのいずれか1つ) ア 前年分 給与所得の源泉徴収票の写し イ 前年分 所得税の確定申告書の写し ウ 現年度 町県民税所得証明書(6月以降発行) ○病気等の理由で休職している 休職証明書(雇用先の社印があるもの) 傷病手当金受給申請書の写し(受給している場合)

(4) 非課税の所得がある場合は収入のわかるものを提出してください。

- ・遺族年金の証書(支給決定通知書)の写し
- ・障害者年金の証書(支給決定通知書)の写し など

(5) その他、上記以外にも審査に必要な書類の提出を依頼することがあります。

7. 記入上の注意

- ・世帯調書は、生計を共にしている人全員を記入してください。
- ・家庭の状況欄は、家族で長期療養者がいる場合はその旨を記入し、その他主な理由を記入してください。

援助費の支給額について（年額）

○ 保護者に支給するもの

種 類	小 学 生	中 学 生	備 考
① 学用品費	11,100円	21,700円	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費
② 通学用品費	2,170円 (1学年を除く)	2,170円 (1学年を除く)	児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費 (1年生のうち③が支給されていない場合は対象となる。)
③ 新入学児童生徒学用品費	19,900円	22,900円	入学に必要なカバン等の購入費 (新入生：4月認定者のみ)
④ 校外活動費(宿泊を伴わない)	限度額 1,510円 実 費	限度額 2,180円 実 費	学校行事としての校外活動に参加するための直接必要な <u>交通費及び見学料</u>
⑤ 校外活動費(宿泊を伴う)	限度額 3,470円 実 費	限度額 5,840円 実 費	学校行事としての校外活動のうち宿泊を伴うものに参加する ための直接必要な <u>交通費及び見学料</u>
⑥ 修学旅行費	限度額 20,600円 実 費	限度額 55,700円 実 費	修学旅行参加費のうち、 <u>交通費、宿泊費、見学料及び均 一に負担すべきその他の経費</u>

○ 債権者に直接支払うもの

⑦ 給食費	42,000円 小1年生 41,200円	49,200円 中3年生 47,500円	実費額
⑧ 医療費	学校から交付された医療券を持って、医療機関にかかった場合の実費を、直接医療機関に支払います。 (学校保健安全法施行令第7条に定める疾病のみ該当)		

※ 要保護児童生徒については、⑥、⑧のみ支給します。